

## 小郡市公式LINE始めました

問 総務広報課総務広報係 ☎72-2111

1

市は、LINE株式会社が提供する無料のコミュニケーションアプリLINE(ライン)の公式アカウントを開設しました。ぜひ友だち追加をお願いします。

### 小郡市公式LINEアカウントでは…

- ①災害情報やその他重要なお知らせをメッセージ配信します
  - ②市政・イベント情報などをタイムラインでお知らせします
- ※LINE上での個別のチャットは行いません



アカウント名  
@ogoricity

### Twitter・Facebookもやっています！

市政やイベント情報のほか、小郡市のちょっとしたオモシロ情報なども投稿しています



## 緊急事態措置等の影響で売上が減少した事業者へ 小郡市サプライヤー等月次支援金を支給します

市独自  
支援

2

申問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

令和3年4月以降に実施の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や、外出自粛などの影響を受け、売上が減少した事業者に対し、市独自に支援金を給付します。

**対象** 市内に事業所があり、国または県の支援金(下記参照)を受給した法人または個人事業者

※事業所を持たない業種(農業者、劇団員など)の場合は、市の住民基本台帳に登録されている人

**給付額** 月ごとに次のいずれかを1回限り  
国の月次支援金を受給した事業者 一律5万円  
県の月次支援金を受給した事業者 一律3万円

**給付時期** 申請に不備がない場合、受付から2週間程度で指定口座に振込み

**申請方法** 必要書類を郵送

### 【必要書類】

- ・申請書(市役所本館1階案内、小郡市商工会、おごおり情報プラザ、市ホームページで取得)
- ・国または県の給付通知書の写し



### 【郵送先】

〒838-0198 小郡市小郡255-1  
サプライヤー等月次支援金担当

**申請期限** 10月31日(日)消印有効

### 国の支援金

#### 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

4月以降に実施の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の影響で、売上が50%以上減少した中小法人等に上限20万円/月、個人事業者等に上限10万円/月を給付。詳しくは、ホームページをご確認ください。

**申請期限** 8月31日(火)

#### 相談窓口

フリーダイヤル ☎0120-211-240  
IP電話 ☎03-6629-0479(通話料がかかります)  
時間 午前8時30分～午後7時  
(土日祝日含む全日対応)



### 県の支援金

#### 福岡県中小企業者等月次支援金

緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の影響で、売上が30%以上50%未満減少した中小企業者等に上限10万円/月、個人事業者等に上限5万円/月を給付。詳しくは、ホームページをご確認ください。

**申請期限** 8月31日(火)

#### 相談窓口

フリーダイヤル ☎0120-876-866  
時間 午前9時～午後5時  
(平日のみ対応)



国・県の支援金は、各月いずれか一方しか受給できません

## 〈飲食店向け〉小郡市家賃支援金(第3弾)

市独自  
支援

3

申請 商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111

令和3年4月以降に実施の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に伴い、福岡県の要請に応じて、休業・営業時間短縮を行った飲食店に対し、事業継続を下支えする小郡市家賃支援金を給付します。

**対象** 次の要件を全て満たす事業者

- ①申請時点で市内に事業所がある人
- ②市内に所在する賃貸物件の賃料に対する福岡県感染拡大防止協力金(第7期または第8期)の家賃支援金を受給した人

**給付額** 福岡県家賃支援金のうち、市内に所在する賃貸物件の賃料に対する受給額に5分の1を乗じて得た額

**給付時期** 申請に不備がない場合、受付から2週間程度で指定口座に振込み

**申請方法** 必要書類を郵送

**【必要書類】**

- ・申請書(市役所本館1階案内、小郡市商工会、おごおり情報プラザ、市ホームページで取得)
- ・福岡県感染拡大防止協力金給付決定通知書の写し

**【郵送先】**

〒838-0198 小郡市小郡255-1  
家賃支援金担当

**申請期限** 10月31日(日)消印有効



福岡県感染拡大防止協力金(第7期、第8期)家賃支援金の詳細は、県ホームページをご確認ください。



## 小郡市地域強靱化計画を策定しました

4

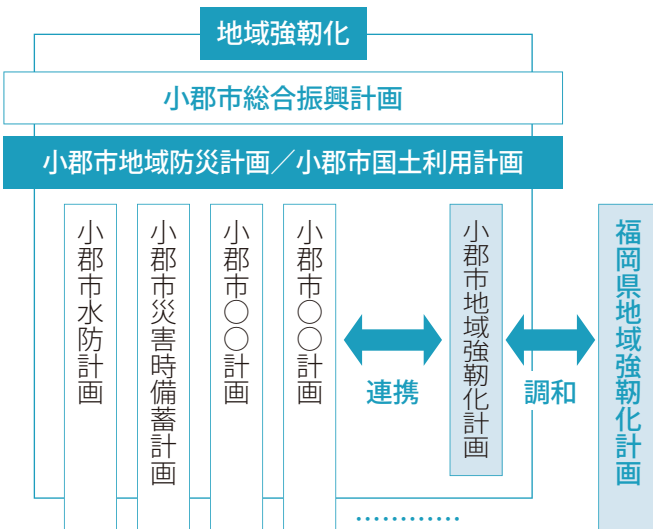
申請 防災安全課 防災係 ☎72-2111

市では、大規模な自然災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた対策を進めていくため、「小郡市地域強靱化計画」を策定しました。

**計画の位置づけと期間**

小郡市総合振興計画や小郡市地域防災計画、小郡市国土利用計画、その他の市個別計画と連携して、国土強靱化に関する小郡市の他の計画などの指針となります。

計画期間は、令和3年から令和7年までの5か年の計画としています。



**強靱化を推進する上での基本的な方針**

自治体の役割を果たすとともに、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々が主体的かつ、相互に連携して防災・減災に取り組むことで「地域の強靱化」をめざします。

● **重点的な取組**

これまでの治水対策に加えて、宝満川を含めた流域全体で行う流域治水へ転換し、ハード・ソフト対策を一体となって進めます。そのため、国の流域治水の施策に連携して、浸水被害発生地域における内水氾濫の治水対策と浸水被害の減災対策に重点的に取り組みます。

**強靱化施策の推進方針**

小郡市の地理的条件、社会・経済条件や災害特性などを踏まえて、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに評価した結果を整理し、強靱化施策の推進方針を示しています。

計画の詳細は、市ホームページをご覧ください



## お盆期間（8月11日～16日）の業務のお知らせ

×は休業日です。電話番号の記載がないところは、市役所☎72-2111にお問い合わせください。なお、開館中でも事務室は休業の場合があります。

	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月
市役所				×	×	
ごみ収集		×	×	×	×	
し尿収集			×	×	×	
クリーンヒル宝満 ☎092-926-5300			×	×	×	
浄化槽洗浄			×	×	×	
コミュニティバス			×	×	×	
おごおり情報プラザ	×					
人権教育啓発センター						
あすてらす☎72-6666	×					
満天の湯(あすてらす内)	×				×	
あすてらすサービスセンター	×			×		
みくにサービスセンター			×	×	×	

	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月
教育センター☎73-4044	×	×	×	×	×	
生涯学習センター☎73-2084						×
図書館☎72-4319	×	×	×			
文化会館☎72-3737	×	×	×			
各校区コミュニティセンター			×	×	×	
運動公園☎75-2373	×					
体育館						
古代体験館おごおり ☎75-7555					×	×
シルバー人材センター ☎73-1881				×	×	
河北苑(葬斎場)☎75-5701						

## 小郡ゼミ(旧小郡市民講座)を開催します

申問 生涯学習課社会教育係 ☎72-2111 ☎73-5222 [ogori-sg@awg.bbq.jp](mailto:ogori-sg@awg.bbq.jp)

小郡市民講座が「小郡ゼミ」にリニューアルしました(全3回の講座)。今年度は、市と包括連携協定を結ぶ福岡女学院大学の先生を講師に迎え、講座を行います。

### 講座内容・日時

日時	テーマ	講師
9月18日(土) 午前10時～正午	短歌講座1 現代短歌の傾向と作り方、作品作り	福岡女学院大学 桜川冴子さん
10月23日(土) 午前10時～正午	短歌講座2 作品の講評	
11月27日(土) 午前10時～正午	万葉集講座 歴史の流れと詠み人の背景を紐解く	福岡女学院大学 清原倫子さん

**会場** 生涯学習センター **申込方法** 窓口・ファクス・Eメールで①講座名  
**対象** 市内在住者 ②氏名(ふりがな)③年齢④郵便番号⑤  
**定員** 30人(抽選) 住所⑥電話番号を明記し、申込み  
**受講料** 1,000円(全3回分) **申込締切** 8月31日(火)

## マイナポイントの申込みは9月末まで

問 総務広報課総務広報係 ☎72-2111

令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人は、令和3年9月末までにマイナポイントの申込みとキャッシュレス決済の利用をすると、国から1人あたり最大5,000円分のマイナポイント(支払金額の25%)がもらえます。

## ■マイナポイントの対象

- ①②の両方を満たす人
- ①令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人
  - ②令和3年9月末までにマイナポイントの申込みとキャッシュレス決済サービスでのチャージまたは買い物をした人
- ※キャッシュレス決済サービスによっては、マイナポイントの申込み後、登録が完了するまでに1日程度必要となる場合があります。余裕を持って手続きしてください

## ■マイナポイント申込み支援

マイナポイントは、スマートフォンなどを使って自宅でも申込みできますが、「申込方法が分からない」「対応のスマートフォンやパソコンを持っていない」という人を対象に、申込支援を行っています。

会場 総務広報課窓口(本館2階)

- 持参物
- ・マイナンバーカード
  - ・カード取得時に設定した数字4桁の暗証番号
  - ・登録したいキャッシュレス決済サービスのカード、アプリなど



- マイナポイントの最新情報は、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。

🌐 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナンバー総合フリーダイヤル：☎0120-95-0178(音声ガイダンス「5番」)

平日：午前9時30分～午後8時 土日祝：午前9時30分～午後5時30分

(事業者向け)  
ふるさと納税の基礎を学ぶ説明会をオンライン開催します

申 問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111 ☎80-6318 ✉kankou@city.ogori.lg.jp

平成20年に制度化されたふるさと納税。市では寄付者に対しお礼の気持ちとして、市内の特産品などの返礼品を送っています。

「返礼品を出品してみたいけど、手順などがよくわからない」そんなお悩みはありませんか。この説明会では、事業者が出品するために必要な基礎知識がオンラインで学べます。お気軽にご参加ください。

日時 8月30日(月) / 午後2時～3時

対象 市内事業者

実施方法 オンライン(Zoom)開催

定員 90人(先着順)

参加費 無料

必要なもの ウェブ会議アプリZoomをインストールしたパソコン・スマートフォン(通信費用は自己負担となりますので、Wi-Fiや有線LANでの利用をおすすめします)

申込方法 ファクス・Eメールで①氏名②電話番号③事業所名④メールアドレスを明記し、申込み

申込締切 8月20日(金)

## 手続きを忘れずに！各種手当などに関する案内を送付します

### ①児童扶養手当の現況届

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)  
☎72-2111

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、11月以降分(1月支給分)の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

※手続は、必ず本人が行ってください。面談を行うため、郵送や代理人による手続はできません

提出期間 8月2日(月)～27日(金)

### ②特別児童扶養手当所得状況届

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)  
☎72-2111

特別児童扶養手当を受給している人は、次の期間内に所得状況届を提出してください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

提出期間 8月12日(木)～9月13日(月)

8月11日(水)・13日(金)／午前9時30分～11時30分は、ひとり親サポートセンターの職員による就業などの相談を受けることができます。(関連記事22ページ)

### ③ひとり親家庭等医療証の更新

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)  
☎72-2111

現在利用中のひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の有効期限は、9月30日(木)です。更新を希望する人は、期間内に手続を行ってください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

※手続は、必ず本人が行ってください。面談を行うため、郵送や代理人による手続はできません

※所得超過で受給資格を失う場合、中学生までのお子さんのみ、申請により「子ども医療証」を交付します

提出期間 8月2日(月)～27日(金)

令和2年10月1日までに所得超過で受給資格を失った人は、令和2年1月～令和2年12月の所得などの状況により、新規申請できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

### ④特別障害者手当、障害児福祉手当所得状況届

申問 福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している人は、所得状況届を次の期間内に提出してください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

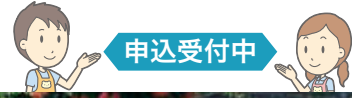
提出期間 8月12日(木)～9月13日(月)

提出が遅れると、手当や給付を受けられなくなります。手続は期限内にお早めに！



## 小郡幼稚園説明会・見学会を開催します

会場 申問 小郡幼稚園 ☎72-5501



令和4年度の入園に向けた小郡幼稚園の説明会・見学会を行います。本園の幼児教育の説明と合わせ、園内の様子を見ることができます。

新型コロナウイルス感染防止のため、予約制とします。希望する人は、お問い合わせください。

**日時** 9月7日(火)・8日(水)・10日(金)  
10月12日(火)・13日(水)・15日(金)の各日①②  
①午前10時～11時②午前11時～正午

**定員** 各回5組(先着順、計60組)

※入園や子育てに関する不安や悩みなども、お気軽にご相談ください



## 土地利用規制が緩和されました

問 都市計画課計画係 ☎72-2111

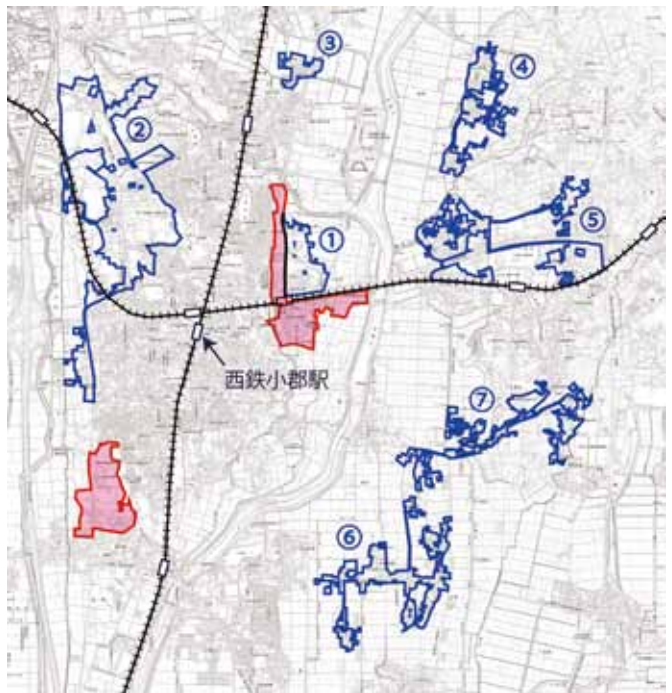
### ■ 福童・大板井地区が市街化区域に編入 (右図の赤枠部)

令和3年4月30日付で、福童地区(約21.5ha)と大板井地区(約23.2ha)が市街化区域に編入されました。これらの地区では、さまざまな建築物の建築が可能になります。詳細は、お問い合わせください。

### ■ 7つの地区が都市計画法の区域に指定 (右図の青枠部)

令和2年4月10日付で、吹上・佐野古・下鶴地区(約16.4ha)、二夕・古飯地区(約28.8ha)、井上・上岩田地区(約33.9ha)の3地区が、令和3年5月14日付で、大板井地区(約15.2ha)、大原地区(約88.6ha)、新島地区(約5.1ha)、下岩田地区(約21.3ha)の4地区が、県の条例に基づき、都市計画法第34条第11号・12号の区域に指定されました。

この7地区は市街化調整区域のため、原則として開発が抑制されていましたが、区域指定により、以下のような建築が可能となりました。



区域指定の種類	地区の名称	建築できる建築物の用途
都市計画法第34条第11号の区域	①大板井地区 ②大原地区 ③新島地区	・一戸建ての専用住宅
都市計画法第34条第12号の区域	④吹上・佐野古・下鶴地区 ⑤井上・上岩田地区 ⑥二夕・古飯地区 ⑦下岩田地区	・一戸建ての専用住宅 ・生活に必要な日用品販売店 ・その他地域の特性にあったもの

※建築物の用途・形態は条件があります。詳細は、お問い合わせください